



東大阪労働基準監督署発表
平成30年3月7日

労働基準監督官に虚偽陳述を行った事業主を 労働基準法違反の疑いで書類送検

平成30年3月7日、東大阪労働基準監督署（署長 鈴木博司）は、禅夢コーポレーションの代表者を労働基準法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

禅夢コーポレーション 代表者 A（男性・50歳）
住所地 大阪府大東市灰塚

2 違反条文等

労働基準法違反
同法第101条第1項（労働基準監督官の権限に関する規定）
同法第120条第4号（罰則）

3 事件の概要

被疑者Aは、大阪府東大阪市東鴻池町において、禅夢コーポレーションの名称で紙製品の組立て等のアッセンブリー事業を営む個人事業主である。

平成29年4月4日、当署の労働基準監督官が、労働者からの賃金不払いに係る申告を受けて、労働基準法第101条第1項に基づき事業場を臨検し、応対した被疑者に対して、事業活動の状況等を尋問したところ、真実は継続して労働者を雇用して事業を行っていたにもかかわらず、事業を別会社に譲渡したこと及び労働者を雇用する経営者ではなくなったこと等の虚偽の陳述をしたものである。

4 参考事項

- （1）平成29年11月に被疑者の事業場及び関係先に対し、搜索差押を実施している。
- （2）関係法条文は、別紙のとおり。

関係法条文

労働基準法

(労働基準監督官の権限)

第百一条 労働基準監督官は、事業場、寄宿舍その他の附属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる。

第百二十条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

四 第百一条(第百条第三項において準用する場合を含む。)の規定による労働基準監督官又は女性主管局長若しくはその指定する所属官吏の臨検を拒み、妨げ、若しくは忌避し、その尋問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類の提出をした者